

みやき町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要綱

(目的)

第1条 みやき町へのふるさと寄附促進とみやき町の特産品・地場産品を返礼品とすることで町内の農産業、商工業の振興を図り、地域経済の活性化に寄与する。

また、ふるさと納税の返礼品（以下「返礼品」という。）を通じて、みやき町の特産品・地場産品を紹介することで、みやき町の魅力を発信することを目的とする。

(応募資格)

第2条 本事業に応募できる法人や個人事業者（以下「事業者」という。）は、総務省告示（平成31年総務省告示第179号）に該当する返礼品を取扱っており、下記の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 佐賀県内に事業所を構えているもの
事業所の定義・・・みやき町ふるさと納税の主な事業を行っていること。
- (2) 納期の到来している税を滞納していないもの
- (3) 代表者及び関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、及び佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(返礼品の要件)

第3条 下記の全ての要件を満たすもの

- (1) 総務省告示（平成31年総務省告示第179号）に該当していること。
- (2) 食品を返礼品とするときは、寄附者に到着後1週間程度の賞味又は消費期限が保証される返礼品であること。
- (3) 関係法令を遵守していること。

(返礼品発送等の要件)

第4条 返礼品の発注後、速やかに（1か月程度）納品が可能な返礼品であること。ただし、季節限定、期間限定、数量限定等の返礼品は、申込時に提供期間等を明らかにしておくとともに、返礼品の残数減による報告等を確実に行うこと。

- 2 原則、全国に発送ができること。ただし、離島などの配送不可地域については別途協議を行うことで取決めを行うこととする。

(クレームに対する返礼品の取扱い)

第5条 返礼品に対する苦情、問い合わせに対しては丁寧かつ真摯に対応し解決に努めること。

- 2 返礼品の不備に伴う補償及び送料については、事業者負担とする。また、それ以外の場合は、双方協議の上、経費負担を決定する。
- 3 返礼品に対する苦情、問い合わせがあった場合、調査結果によってはインターネットサイトの掲載

から該当する返礼品の削除を行うことがある。

- 4 クレームに対して適切な対応を行わない場合、該当する事業者の全返礼品の掲載を停止することがある。

(応募方法)

第6条 事業者は本条第1項第1号及び第2号の書類に必要事項を記入し、第3号から第5号の添付書類を添えて提出する。なお、提出はパソコン用データか印刷物の提出とする。

- (1) ふるさと納税返礼品取扱申込書【事業所情報】(様式第1号)
- (2) ふるさと納税返礼品取扱申込書【返礼品情報】(様式第2号)
- (3) サイト掲載用の返礼品写真及び出荷前の返礼品写真データ
- (4) 事業者の状況が確認できる下記のもの(発行後1年以内のもので、写しで可)
 - ア 事業者が法人の場合 事業者の履歴事項全部証明書と直近の決算書の写し
 - イ 事業者が個人の場合 代表者の住民票の写し又は開業届の写しと直近の確定申告書の写し
- (5) 町税の滞納がない証明書

2 前項の規定により提出された書類は、みやき町議会からの資料請求及びみやき町情報公開条例(平成17年3月1日条例第10号)に基づく公開請求があったときは、公開することがある。

(事業者の選考)

第7条 町長は、前条に規定する申込書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当であると認めるときは、返礼品取扱事業者決定通知書(様式第3号)により事業者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた事業者は、速やかに請書(様式第4号)を提出するものとする。

3 町長は、前項の請書の提出を受けたときは、要件を満たした返礼品を順次掲載していく。

(個人情報の保護)

第8条 ふるさと納税事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報取扱いについてはみやき町個人情報保護条例(平成18年6月23日条例第21号)並びに関係法令を遵守すること。

(届出義務)

第9条 次のいずれかに該当するときは速やかにみやき町(委託業者)へ届けなければならない。

- (1) 納品に遅延が生じたとき。
- (2) 販売中止又は終了になるおそれが生じたとき。
- (3) 品質に対するクレームや発送過程で問題が生じたとき。
- (4) 申込時の内容が変更になるおそれが生じたとき。
- (5) その他取扱う返礼品に疑義が生じたとき。

(取扱いの中止)

第10条 次のいずれかに該当するときは取扱いを中止するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 事業者及び返礼品が募集要綱に定める要件を満たさなくなったとき。

- (3) 申し込み時の内容に変更が生じたとき。
- (4) 町からの改善等に適切な対応を行わなかったとき。
- (5) 町及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (6) ふるさと納税制度が中止されたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。